

民間企業等との連携協定（企業とのパートナーシップ）に係る指針

平成30年2月 市民自治推進課

1 指針の目的について

この指針は、民間企業等と本市がまちづくりに関して協力体制を構築するために、連携協定を締結する場合における留意点を整理したものです。

近年、民間企業等の社会的責任（CSR）の一環として社会貢献活動に関心を持つ企業が増える中、民間企業等と行政とが連携協定を締結し、協力してまちづくりを進めていく動きが広がっています。

このような中、多様化、複雑化した市民ニーズに応え、市民サービスの向上、暮らしやすい地域づくりを行っていくため、民間企業等とのパートナーシップにより民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と本市が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけ、お互いの強みを生かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことが必要となります。

本市でも災害時における協力協定や公害防止協定など、民間企業等と個別に連携協定を締結しています。今後、連携協定の締結に向けた相談や要請があった場合には、民間企業等とのパートナーシップによる協働のまちづくりを発展させるため、市と民間企業等との役割分担を明確にし、対応していく必要があります。

連携協定を締結することで、民間企業等からの協力や支援が期待され、地域や経済の活性化、公共サービスの充実につながる事業の展開が期待できます。

2 個別連携協定及び包括連携協定について

(1) 個別連携協定

特定の事業、分野を対象とした連携協定です。民間企業等から事前協議があった場合、各担当課が窓口となり、次の事項を行います。

- 民間企業等との事前協議、協議における具体的な提案内容の確認
- 部内協議による協定締結可否の判断
- 協定の締結
- 協定に基づく事業の実施

(2) 包括連携協定

複数（概ね4以上）の事業、分野が対象とした連携協定です。民間企業等から事前協議があった場合、市民自治推進課が窓口となり、各担当課と調整し、次の事項を行います。

- 民間企業等との事前協議、協議における具体的な提案内容の確認
- 各担当課との連携による協定締結可否の判断

- 協定の締結
- 協定に基づき各担当課が実施する事業への支援
- 各担当課との調整、協議、連携、実施事業の調整
- 協定締結後の各担当課への要望収集、民間企業等への連絡、総括
- 各担当課が実施する個別事業、個別事業計画策定の支援

3 連携協定締結時における市民自治推進課の役割について

民間企業等から連携協定を締結したい旨の連絡が市民自治推進課に寄せられた場合、市民自治推進課が民間企業等からの窓口となり、各担当課と必要な調整を行います。市民自治推進課では、民間企業等と本市とをつなぐ窓口として、次の業務を行うことを想定しています。

- 市民自治推進課から各担当課への連絡
- 連携協定締結前の事前協議への支援
- 民間企業等からの事業提案の取次ぎ
- 各担当課と民間企業等との事業を円滑に進めるための支援
- 連携協定締結後の具体的な事業実施に向けた各担当課への支援
- 本市から民間企業等への事業提案（市内ニーズの把握と企業への打診）
- 連携協定締結後の事業の進捗状況と実施結果の把握
- 事業実施の実行性を確保するための側面支援

4 連携協定締結に向けた民間企業等との事前協議について

各担当課は、次の点に留意して事前協議を進めてください。

- 連携協定の締結対象団体は、民間企業、学校法人、NPO法人、各種団体などが考えられます。当該民間企業等の社会貢献活動の実績や態勢について判断し、連携協定締結後に事業が確実に実施できる見込みがあることをあらかじめ確認してください。
- 本市が進める施策の効果的な展開を図るため、民間企業等が具体的に実施する本市への協力、支援、事業等の内容についてあらかじめ明確にした上で、連携方法について協議してください。
- 連携協定の締結に当たっては、協働の観点から、市からの一方的な要請ではなく、民間企業等にとってのメリットについても配慮し、対等な関係で協議を進めてください。
- 連携協定の締結を契機に、市の課題を民間企業等と共有し、認識してもらえよう努めてください。この場合において、民間企業等には、本市のまちづくりについて有益となる活動を提案するよう働きかけるなど、民間企業等と十分に協議してください。

- 連携協定により民間企業等が実施する社会貢献活動等については、民間企業等の利益につながる活動を排除するものではありませんが、民間企業等の利益優先に偏重した活動となる場合、市民理解が得られない場合もあるので、その旨をあらかじめ説明してください。
- 市からの費用負担については、無償を原則としてください。ただし、役務に対する適正な対価を支出することが相当である場合は、相当額を支出するものとし、その都度、民間企業等と協議し、決定してください。

5 連携協定締結後における協定内容の実施について

各担当課は、連携協定を締結した場合、民間企業等と連携し、協定内容が実施されるよう、次の点に留意して必要な働きかけを行ってください。

- 連携協定締結後は、民間企業等が定期的に協定内容を実施しているか、継続的に確認をしてください。
- 協定内容による連携及び協力が実施されていない場合、協定の更新を行わないことがあります。民間企業等が具体的に実施している協力、支援、事業等について各担当課から確認する際に、民間企業等にもその旨を十分に説明してください。

6 民間企業等から新規事業提案があった場合について

民間企業等から連携協定に基づく新規事業の提案があった場合、個別連携協定については各担当課が、包括連携協定については市民自治推進課がそれぞれ窓口となり対応します。事業の実施が可能と判断されるものについては、提案のあった民間企業等と各担当課で具体的な協議を行います。

7 その他情報発信について

- 本市と民間企業等との連携協定の締結状況及び事業の実施状況については、市ホームページでその内容を公表します。
- 既に本市と個別連携協定を締結している民間企業等から、包括連携協定への移行の希望があった場合、既存の個別連携協定の存廃については、市民自治推進課と各関係課において、その都度、個別に協議することとします。

連携協定締結・連携イメージ

